

第1章 標準旅行業約款 企画旅行契約の部

第1節 募集型企画旅行契約の部

学習のテーマ

約款とは契約条項のことであるというのは、既に学習しましたが、学習の中身も、契約の成立から始まって変更・解除とあらゆる場面を学習していきます。

その中であって、募集型企画旅行契約の条項に関しては、原則として旅行業者に色々規制を課し、例外的に許される場合があるという形で規定されています。ですから、学習のほうも、原則と例外を押えていくという感じで進めていきましょう。

第1項 総 則

01. 約款の適用範囲《募1》

旅行者と旅行業者が募集型企画旅行契約を締結する場合、旅行業約款（以降、「約款」と表示します）に基づいて契約を結びますが、場合によっては約款に規定されていない場面が生じたりすることもあります。そのような場合は、私達が使っている他の法律や取り決めに適用していくことになります。そのようにすれば、お互いに納得が行くからです。

ただし、問題は何を適用していくかです。それを募集型企画旅行契約の部第1条第1項は規定しています。

第1条（募集型企画旅行契約の部）

「……この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。」

「法令」とは、法律や国の行政機関が制定する命令をいいますが、その中でも契約におけるものを指します。具体的には、商取引で使う「商法」や日常生活で使う「民法」などを指します。

また、「一般に確立された慣習」とは、その取引が行われた場所において、取引当事者の間で従うこととされている一種の社会規範をいいます。簡単に言ってしまうと、商業的な習慣というイメージでかまわないと思います。

では、当事者がお互いに納得の上で、約款にも法令にも規定されていないような条項を設けることは可能でしょうか。この点については、少し難しい話ですが、民法の基本原則の表れとして「契約自由の原則」というのがあり、必ず守らなければならない法律の規定に違反しない限り、契約の内容は当事者が自由に決めて良い、という原則から認められます。それは、その当事者だけの特別な約束事ですから、「特約」といいます。《募 第1条 第2項》にもその規定があります。

第1条 第2項（募集型企画旅行契約の部）

「当社が**法令に反せず**、かつ、**旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは**、前項の規定にかかわらず、その**特約が優先**します。」

この規定の中で、特約を結ぶ際の条件（有効要件）と適用の優先順位のことが規定されています。

1 特約の有効要件

- ① 特約の内容が法令に反していないこと
- ② 旅行業約款よりも旅行者に不利な内容でないこと

専門的な立場や無理を聞いて手配してあげるという強い立場から、旅行業者が旅行者に不利な特約を押し付けるという可能性もあります。それを特約という形で契約してしまったら、旅行業法の目的である取引の公正の維持、ひいては旅行者の保護に反することになりますから、このような要件が規定されています。

- ③ 書面により結ぶこと

後にトラブルにならないように証拠を残しておくためです。

2 契約の効力の優先順位

まず、約款と法令・慣習の優先順位ですが、《募》第1条第1項より、約款に定めがない場合は、法令又は一般に確立された慣習による、ということですから、約款が優先適用されます。また、約款と特約の順位ですが、約款とは異なる規定を設けるために特約を結ぶのですから、特約が優先することになります。以上から、契約の効力の優先順位は次のようになります。

① 特約 > ② 旅行業約款 > ③ 法令又は一般に確立された慣習



POINT

『契約の効力の優先順位、特約の有効要件』

契約の効力の優先順位

①特約 > ②約款 > ③法令又は一般に確立された慣習

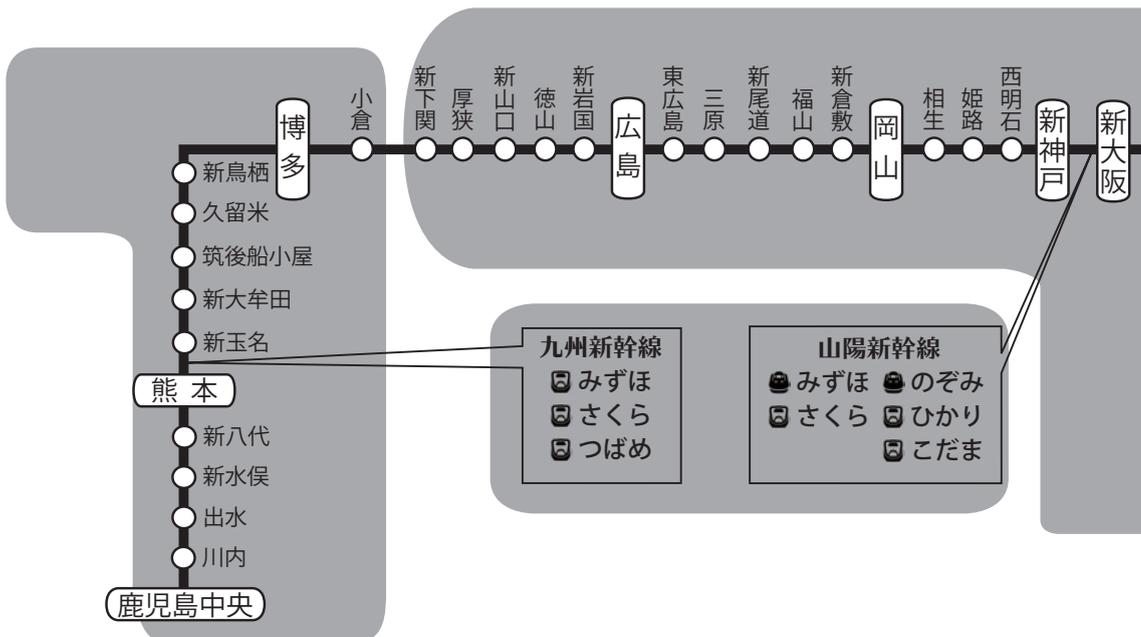
特約の有効要件

- ①法令に反しないこと
- ②旅行者に不利でないこと
- ③書面によること

新幹線路線図



画像提供：ニッポンドットコム

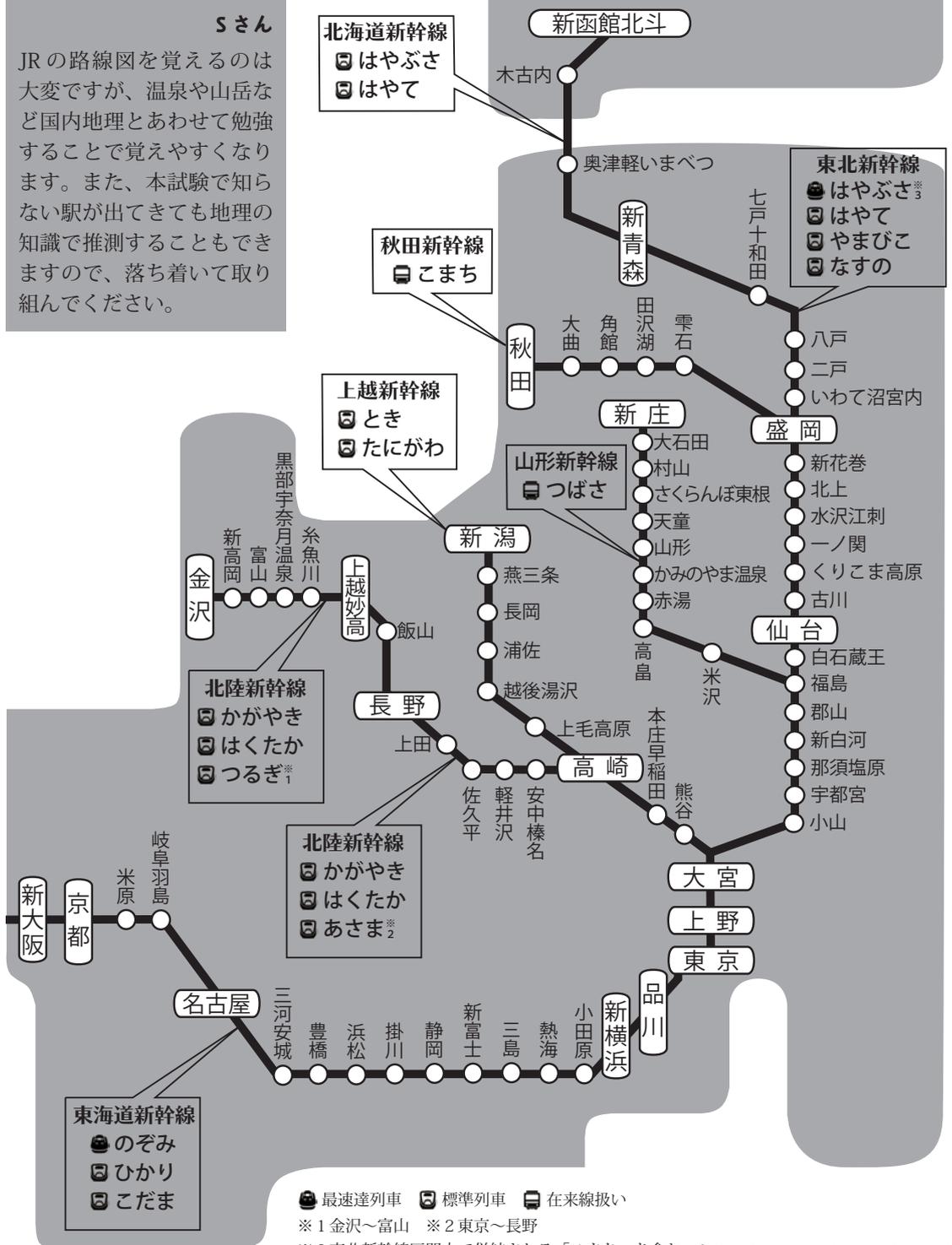


先輩アドバイス

国内地理の勉強とあわせて

Sさん

JRの路線図を覚えるのは大変ですが、温泉や山岳など国内地理とあわせて勉強することで覚えやすくなります。また、本試験で知らない駅が出てきても地理の知識で推測することもできますので、落ち着いて取り組んでください。



02. 新幹線の列車名と運行区間

新幹線の列車名・運行区間は、基本ですから、表の続きの **補足** も含めて、必ず覚えてください。その際に、試験で必要な知識という前提で記述していますので、マニアのような正確さ（例えば、「はやぶさ 95・96 号」の自由席特急料金は、「はやて・やまびこ・なすの」の自由席特急料金と同額など。ここまで覚えている人はマニアです。）には欠けるということを理解しておいてください。

新幹線	運行区間	区間走行列車名		JR 管轄
		最速達列車	標準列車	
北海道新幹線	新青森－新函館北斗		はやぶさ はやて	JR 北海道
東北新幹線	東京－新青森	はやぶさ	はやて やまびこ なすの	JR 東日本
上越新幹線	東京－新潟		とき たにがわ	JR 東日本
北陸新幹線	東京－上越妙高		かがやき はくたか あさま	JR 東日本
	上越妙高－金沢		かがやき はくたか つるぎ	JR 西日本
東海道新幹線	東京－新大阪	のぞみ	ひかり こだま	JR 東海
山陽新幹線	新大阪－博多	のぞみ みずほ	ひかり こだま さくら	JR 西日本
九州新幹線	博多－鹿児島中央		みずほ さくら つばめ	JR 九州

補 足

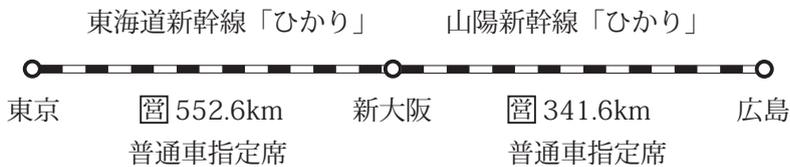
1. 山形新幹線（「つばさ」）と秋田新幹線（「こまち」）は在来線扱いで記載していませんが、「やまびこ」や「はやぶさ」と連結させて、東京駅から新庄駅、秋田駅まで走行しているものもあります。その場合の東北新幹線区間は、新幹線の特急料金になります。（☞第4項参照）
2. **最速達列車**：高速（最高速度 320km/h）での営業運転を行うので、他の標準列車（最高速度 260km/h での営業運転）よりも特急料金が高く設定されている列車です。
「はやぶさ」（それに併結の「こまち」）＝東京～盛岡で特急料金が高くなります。
「のぞみ」＝全区間（東京～博多）で特急料金が高くなります。
「みずほ」＝山陽新幹線区間（新大阪～博多）で特急料金が高くなります。
3. 「のぞみ」「みずほ」の自由席利用の場合の特急料金は、高くならずに「ひかり」「こだま」「さくら」の自由席利用の特急料金と同額（**特定特急料金**）になります。
自由席利用の長所というのは、先の予定がはっきりしない時に、あらかじめ列車を特定しなくても購入できることにあります。もし、「のぞみ」の自由席の特急料金が高ければ、「ひかり」「こだま」「さくら」と乗り継いで自由席を利用する場合、購入時にどの区間を「のぞみ」を利用するかを決めなければなりません。これでは、当日に自由な時間やパターンで乗車できるという自由席の長所を無くしてしまっていることになります。そこで、この長所をやはり活かせるように「ひかり」「こだま」「さくら」の自由席利用の特急料金と同額にしたのです。
しかし、逆に、グリーン車利用の場合の特急料金は、高くなりますので、高い特急料金－530円で計算してください。（「ひかり」「こだま」「さくら」の標準の特急料金－530円ではありません。）

1 新幹線内乗継の各パターン（通算できる場合）

新幹線内乗継のパターンは、次の4つになります。

- 01 同種の車両・座席の乗継
- 02 普通車指定席と普通車自由席の乗継
- 03 グリーン車と普通車（指定席・自由席）の乗継
- 04 最速達列車と標準列車の乗継

例題 15 01 同種の車両・座席の乗継



（注）新幹線の改札口を出ないで乗り継ぐ。通常期に利用。

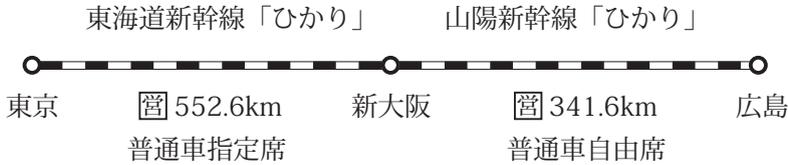
【東海道・山陽新幹線「ひかり・こだま号」指定席特急料金（通常期）】

東京			
5,490 円	新大阪		
7,030 円	4,700 円	広島	

- 《解説15》 (1) 原則であれば、2本の特急料金を合算すれば良いことになります。
 東京－新大阪（5,490円）＋新大阪－広島（4,700円）＝10,190円
- (2) しかし、ここは改札を出ずに乗継いでいるので、通しの特急料金を出せます。
 東京－広島：7,030円

例題 16

02 普通車指定席と普通車自由席の乗継



(注) 新幹線の改札口を出ないで乗り継ぐ。通常期に利用。

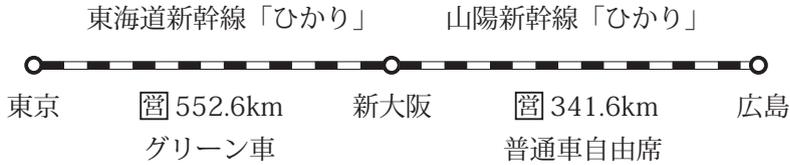
【東海道・山陽新幹線「ひかり・こだま号」指定席特急料金（通常期）】

東京		
5,490 円	新大阪	
7,030 円	4,700 円	広島

- 《解説 16》 (1) 普通車指定席と普通車自由席の乗継のように、座席の種類が異なる場合は、全区間、通しの普通車指定席の特急料金を適用します。
- 自由席利用区間も 530 円引きにならないので、損をするのではと考えるかもしれませんが、例題 15 の通しの場合と別々に出す場合の差額を見てください（差額＝－ 3,160 円）。通し料金の方がはるかに安くなるのです。
- (2) したがって、全区間、通しの普通車指定席の特急料金になります。
- 東京－広島：7,030 円

例題 17

03 グリーン車と普通車（指定席・自由席）の乗継



(注) 新幹線の改札口を出ないで乗り継ぐ。通常期に利用。

【東海道・山陽新幹線「ひかり・こだま号」指定席特急料金（通常期）】

東京		
5,490 円	新大阪	
7,030 円	4,700 円	広島

《解説17》 (1) グリーン車と普通車（指定・自由席）の乗継のように、車両の種類が異なる場合は、全区間、通しのグリーン車利用の指定席特急料金（530円引き）を適用します。

この金額は、普通車自由席利用の特急料金と同額になります。普通車利用区間は、指定席でも自由席でも扱いは同じです。もちろん、グリーン車利用区間は、別途にグリーン料金が必要になります。

(2) したがって、全区間、通しのグリーン車指定席特急料金になります。

東京ー広島：7,030円－530円＝6,500円

東京ー新大阪間は、別途、グリーン料金（5,400円）が必要。